

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

福島労働局

最終更新日：令和3年9月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 鎌田	福島県郡山市	R2. 11. 20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	フォークリフトを用いて作業を行うときに、運転中のフォークリフトに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれがある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R2. 11. 20送検
明和建设工業（株）	栃木県矢板市	R3. 1. 19	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者を、機体重量3トン以上の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することのできるドラグ・ショベルの運転の業務に就かせたもの	R3. 1. 19送検
(有) ファインニクス	栃木県小山市	R3. 3. 1	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条	建物内の自然換気が不十分なところで、内燃機関を有する発電機を使用させたもの	R3. 3. 1送検
(有) 三宝工業	福島県伊達市	R3. 3. 12	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したものの	R3. 3. 12送検
(株) ヨシザワ	東京都江戸川区	R3. 6. 9	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 労働者派遣法第45条	手すり等の墜落防止措置を講じることなく、高さ3.9メートルの焼却設備の端部で派遣労働者に作業を行わせたもの	R3. 6. 9送検
(株) 島乃湯	福島県郡山市	R3. 6. 11	労働基準法第24条	労働者17名に、12か月間の定期賃金合計約374万円を支払わなかったもの	R3. 6. 11送検
富士見産業（株）	東京都中央区	R3. 6. 17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第532条の2	ホッパー内部において、微粉炭に埋没するおそれのある箇所で墜落制止用器具を使用させないで作業を行わせたもの	R3. 6. 17送検
(株) アトラス	福島県いわき市	R3. 7. 19	最低賃金法第4条	労働者3名に、6か月間の定期賃金合計約123万円を支払わなかったもの	R3. 7. 19送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) ライズ	福島県いわき市	R3. 8. 11	最低賃金法第4条	労働者5名に、5か月間の定期賃金合計約245万円を支払わなかったもの	R3. 8. 11送検
(有) とまとランドいわき	福島県いわき市	R3. 8. 19	労働安全衛生法第45条 労働安全衛生法施行令第15条 ボイラー及び圧力容器安全規則第94条	小型ボイラーの定期自主検査を行わなかったもの	R3. 8. 19送検
(有) 安斎技建	福島県二本松市	R3. 8. 25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の13	フォークリフトを用いて作業を行うときに、乗車席以外の箇所に労働者を乗せたもの	R3. 8. 25送検